

(案)

十勝国有林の地域別の森林計画 第一次変更計画書

(十勝森林計画区)

計画期間 (自 平成31年4月 1日)
 (至 平成41年3月31日)

樹立年月日 : 平成30年12月27日
第一次変更年月日 : 令和 3年 月 日

北海道森林管理局

十勝国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき、変更する。

- 1 全国森林計画の一部変更に伴い、森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）及び林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項を変更する。

本変更計画は、令和4年4月1日から適用する。

【変更項目】

- 1 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更・追加箇所である。

【現行計画】

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

【変更計画】

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

また、伐倒作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

（具体的な取扱いは「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）による。）

【現行計画】

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法該当なし。

【変更計画】

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60<50>以上	15以上
	架線系作業システム	20<15>以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

注) < >書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。

（具体的な取扱い「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）による。）

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法該当なし。